

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5K6Z13C00360		5KA01A10006 0001					
品 名 または 件 名							
自衛隊情報保全隊用システムの次期システムに関する調査研究（RMF対応）							
部 品 番 号 または 規 格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	YR						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
市ヶ谷			現 地				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
木内2曹 37133			令和8年3月31日（火）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年6月26日（木）10時20分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第1号から第7号に該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和7年6月9日17時00までに書面等にて提出すること。

(2) 入札に関する条件

仕様書4. 1 契約相手方の要件に示す条件を満たしていることを確認できる書類を令和7年6月20日17時00分までに下記へ提出するものとする。

提出先：陸上自衛隊情報保全隊本部 木内（TEL：03-3268-3111 内線37133）

(3) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。

契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

補給処等用標準契約書

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

(5) その他

ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）

カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。

キ その他の項目については別紙による。

ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 伊藤

(TEL : 03-3268-3111内線47555)

(FAX : 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊情報保全隊本部 木内

(TEL : 03-3268-3111内線37133)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

調達要求番号： 5KA01A10006

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
自衛隊情報保全隊用システムの次期システムに関する調査研究（RMF対応）		自情保-Z000002	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和7年4月1日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	自衛隊情報保全隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊情報保全隊において使用する自衛隊情報保全隊用システムの次期換装システムに対応するRMFに関する調査研究（以下“本調査研究”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001によるほか、次による。

1.2.1 自衛隊情報保全隊用システム

自衛隊における情報保全業務に関する情報を大量に蓄積するとともに、検索、抽出及び処理を行うことにより、部隊に配布する情報保全に関する情報の作成及び適格性の確認支援を実施するために使用するシステムをいう。

1.2.2 RMF

米国防省の最新のセキュリティ基準を参考に、令和5年度からリスク管理枠組み（RMF：Risk Management Framework（以下「RMF」という。））を防衛省・自衛隊の情報システムに導入し、運用開始後を含むライフサイクル全般を通じたリスク管理を継続的に実施していくことをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本調査研究履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先される。

a) 規格

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

b) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GS-C9066610 自衛隊情報保全隊用システム借上（05換装）

c) 法令等

取り扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取り扱いについて(通達) [防
防調第4608号(19.4.27)]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達) [防装庁(事)
第137号(令和4年3月31日)]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)
[防装庁(事)第3号(31.1.9)]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項につい
て(通知) [装ブ武第188号(31.1.9)]

リスク管理枠組み(RMF)におけるセキュリティ管理策について(通知) [防整サ第1455
0号(令和5年7月3日)]

情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等の全部改正について(通知) [防整
サ第26438号(令和6年11月20日)]

1.3.2 関連文書

この仕様書に関連する次の文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)

秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について(通達) [防防調第4607号(19.4.
27)]

防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達) [防運情第9248号(19.9.
20)]

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本調査研究は、令和9年度を目途に予定している、自衛隊情報保全隊用システム借上(05
換装)(GS-C9066610)の次期換装(以下、“次期換装システム”という。)におい
てRMFを適用させるために追加が必要となる機能及び製品等を検討して次期換装システム
の運用開始までに“情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等”に規定され
ている情報システム情報保証認証者から運用承認を得るための要件を明らかにするために調査
研究を行うものである。
- b) 本調査研究の対象は、RMFに規定されているセキュリティ管理策のうち、ベンダ向けの項
目を対象とする。
- c) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、陸上自衛隊IT利用装備品等
サプライチェーン・リスク対応共通仕様書(GLT-CG-Z000009)の2.2による。

2.2 実施場所

防衛省市ヶ谷地区の官指定場所及び契約相手方の事業所等とする。

2.3 役務期間

契約締結日～令和8年3月31日までとする。

2.4 技術員

2.4.1 技術員

本調査研究に従事するシステムエンジニア（以下“技術員”という。）は、自衛隊情報保全隊用システム借上（05換装）（GS-C9066610）及び自衛隊情報保全隊用システムソフトウェアの改修（令和4年度）（HS-X192772）について、その機能、環境、操作及び運用方法を熟知した上で作業に当たること。また、RMFに関するシステムの仕様、関連規則及び運用・セキュリティポリシー等について理解でき、かつ、運用に必要な知識を有すること。

2.4.2 技術員の管理

契約相手方は、定期的に技術員の技術レベルを確認・管理し、技術員の技術レベルを維持するものとする。

2.4.3 作業内容の確認

契約相手方は、本調査研究に伴うシステム上の不具合等を未然に防ぐため、作業内容及び作業結果を検証できる環境を有し、技術員が作業を実施する前に検証を実施するものとする。また、自衛隊情報保全隊用システム借上（05換装）（GS-C9066610）相当を実現した環境を保持していることを確認するものとする。

2.5 役務内容

契約相手方が実施する調査研究項目は次による。

- a) “リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）”に規定されているベンダ向けセキュリティ管理策を次期換装システムに適用させる要件を案出する。
- b) a項で案出した要件を次期換装システムに適用させるための対処上の制限・限界、課題等を明らかにする。
- c) a項及びb項で案出した要件や制限等に基づき、次期換装システムにおける対応要領を明らかにする。
- d) セキュリティ管理策の要求に対して代替手段を用いる場合は、情報システムにおけるリスク許容度を明らかにする。
- e) 契約相手方は、この本調査研究の履行に際し、管理者等を定め、官側から質問、検査、資料の提示等の指示に応じなければならない。修正、改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応を決定する。

2.6 提出書類の提出要領

2.6.1 役務実施計画書

契約相手方は、契約締結後速やかに、“役務実施計画書”を作成するものとする。“役務実施計画書”には、次に示す内容を記載することとし、2.4及び2.5を勘案するものとする。

a) 役務実施要領

2.5項の作業項目を示し、各項目に対する実施要領を示すものとする。

b) 役務履行体制

2.4.1～2.4.3項の要求事項を示し、各項目に対する履行体制（技術員の技術レベル及び検証環境の妥当性の根拠等を含む。）及び人員体制（責任者及び連絡先等）を明記するものとする。

c) その他

官側が要求する事項又は契約相手方が必要とする事項を記載するものとする。

2.6.2 役務作業関係者名簿

契約相手方は、契約締結後速やかに、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”の第5条第1項に規定された本調査研究に従事する関係者の情報等を明記した当該名簿を官側に提出し、承認を得た上で本調査研究の履行に着手するものとする。

2.6.3 調査報告書

記載項目は、次による。

- a) セキュリティ管理策の有効性の確認を適切に実施できるよう、セキュリティ管理策の項目ごとに記載する。
- b) 記載内容は、情報システム情報保証認証者がその妥当性について判断可能となるよう具体的に記載する。
- c) その他、官側が指示する事項

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約相手方の要件

契約相手方の要件は、次による。

なお、要件について、入札日の5日前までに書面にて、自衛隊情報保全隊の承認を得るものとする。

機密性及び内容理解の重要性の観点から、防衛省との受注実績があるものとする。

4.2 調整・支援等

本調査研究実施に際し、自衛隊情報保全隊用システム借上（05換装）（GS-C9066610）及び自衛隊情報保全隊用システムソフトウェアの改修（令和4年度）（HS-X192772）受注業者等との調整・支援等を要する場合、発生する費用は、契約相手方が全て負担するものとする。

4.3 提出書類

契約相手方は、表に示す書類（電子媒体又は紙媒体）を提出するものとする。

なお、提出書類は、提出前に、官側の確認を得るものとし、電磁媒体については、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表一 提出書類

番号	提出書類	数量	提出時期	提出先
1	役務実施計画書	1 式	契約締結後，速やかに。	自衛隊情報保全隊 (市ヶ谷)
2	役務作業関係者名簿	1 式	契約締結後，速やかに。	
3	調査報告書	1 式	令和 8 年 3 月 3 1 日	

4.4 無償貸付品

無償貸付品は，GLT-CG-Z000001の5によるものとし，官側が必要と認めたものについて無償貸付を受けることができる。

4.5 秘密保全

秘密保全は，次による。

- a) 契約相手方の庁舎内への立ち入りは，関係規則などに基づく手続きを行い，立ち入りを禁じた区域及び業務に関係ない施設へは立ち入ってはならない。細部は，官側担当者の指示に従うものとする。
- b) 契約相手方は，本調査研究に係る物件，文書などで注意又は部内限りに指定されたものの取扱いは，“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により，その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- c) 契約相手方は，本調査研究の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，それらの部外への利用，公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。契約履行後も同様とする。

4.6 情報の保全等

情報の保全等は，次による。

- a) 契約相手方は，本調査研究の履行にあたり，電子計算機，可搬記憶媒体及び携帯情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は，事前に官側と調整し，防衛省が規定する関係規則に基づき，許可を得るものとする。
- b) 契約相手方は，持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機，可搬記憶媒体及び電子計算機情報システムに接続する携帯情報通信・記録機器に対し，複数のウイルススキャンソフトでウイルス等の混入がされていないことを確認し，その結果を官側に提示するものとする。
- c) 契約相手方は，本調査研究の履行に当たり，知り得た保護すべき情報の取扱いに際しては，防装庁（事）第137号の“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”及び“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に係る保護すべき情報の指定の考え方の方針について（通知）”に基づき，適切に管理するものとする。
 なお，保護すべき情報は，情報セキュリティ指定書による。
- d) 契約相手方は，本調査研究の履行にあたり，“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき，情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約事項に該当する資料を提出するものとする。

4.7 官側の支援

契約相手方は、本調査研究の履行に当たり、官の保有する施設、設備、及び分書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分な調整の上、官側が認める場合、官の規則等を遵守し、次の事項について無償の支援を受けることができる。

- a) 駐屯地施設の立入り及び施設の利用
- b) 電力、用水などの使用
- c) 本調査研究に必要な機器の使用
- d) 必要な資料などの提示
- e) その他官側が必要と認めた事項

4.8 不具合などの処理

この契約の履行にあたり、不具合などが発生した場合は、速やかに官側に申し出て指示を受けなければならない。

なお、細部は、官側との調整による。

4.9 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期

(第6条関係)

番号	名称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	様式	該当項目
1	管理手順及び品質保証体制（意図しない変更及び情報の窃取等の保証）	第1条 第2項	防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面（品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。）	契約の締結後 遅滞なく	任意	☒
2	不正発見時の追跡調査及び立入検査等の手順及び体制（原因調査及び排除）	第1条 第3項	防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあっては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。）	契約の締結後 遅滞なく	任意	☒
3	製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領	第1条 第6項	乙が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意	☐
4	再委託業務に従事させる場合の届出書	第1条 第7項	再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面	主たる契約条項の定めによる。	主たる契約条項の定めによる。	☒
5	委託業務従事者届出書	第2条 第1項	乙の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	委託先において業務を行う前まで	付紙様式第1	☒
6	委託業務従事者届出書（変更）	第2条 第2項	乙が本契約の履行に従事する従業員を変更する場合の届出	従業員を変更する前まで	付紙様式第1	☒
7	再委託業務に従事させる場合の届出書	第2条 第3項	再委託先の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	再委託先において、業務を行う前まで	付紙様式第2	☒
8	再委託業務に従事させる場合の届出書（変更）	第2条 第4項	乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合の届出	再委託先又は再委託先が従事者を変更する前まで	付紙様式第2	☒
9	使用を予定している機器等とCommon Criteria (ISO/IEC 15408)の比較表	第4条 第1項	機器等にCommon Criteria (ISO/IEC 15408)レベル4を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表	当該製品を使用する前まで	任意	☐
10	製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領	第4条 第3項	再委託先が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意	☐
11	製造工程の履歴を記録する管理体制	第4条 第6項	機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を証明する書類	契約の締結後 遅滞なく （再委託する場合）再委託先において、業務を行う前まで	任意	☐
12	トレーサビリティ情報（機器等を構成する主要部品）	第4条 第6項	機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関するトレーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合は速やかに	任意	☐
13	作業従事者名簿届出書（追加）	第5条 第1項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業従事者名簿	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第3	☒
14	作業従事者管理報告書	第5条 第3項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第4	☒

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	自情保セ指第7-1号
	調 達 要 求 番 号	5KA01A10006
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年5月29日
	作 成 部 課	自衛隊情報保全隊
	作 成 年 月 日	令和7年5月29日
品 名	自衛隊情報保全隊用システムの次期システムに関する調査研究(RMF対応)	
仕 様 書 番 号	自情保-Z000002	

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について**（防衛省（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
1	ネットワーク構成	・システム（ネットワーク）構成図 ・IPアドレス体系	○引用文書及び無償貸付品使用時、保護すべき情報が明らか又は類推される場合は保護の対象とする。 ○官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。	

3 特記事項

入 札 書

調 達 要 求 番 号	5KA01A10006	契約実施計画番号	5K6Z13C00360
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ¥ (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
自衛隊情報保全隊用システムの次期システムに関する調査研究(RMF対応)	仕様書のとおり	1	YR		
	以下余白				
納入(履行)場所	市ヶ谷	納入期限(工期)	令和8年3月31日		
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 6 月 26 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 清田 哲也 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

担当者名：

連 絡 先：

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者